

新	旧	備考
<p data-bbox="331 193 739 225">前払輸入保険の引受方針について</p> <p data-bbox="517 272 976 341">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00077 沿革 <u>平成 27 年 11 月 16 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="98 389 976 496">前払輸入保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00004。以下「<u>約款</u>という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p data-bbox="517 544 551 576">記</p> <p data-bbox="98 624 607 655">1 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p data-bbox="120 660 976 767">① <u>前払金（約款第 2 条に定めるものをいう。以下同じ。）の額が 200 億円を超える前払輸入契約については、原則として保険契約を締結しないこととする。</u></p> <p data-bbox="120 778 976 885">② <u>前払輸入契約に関して不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこととする。</u></p> <p data-bbox="120 896 976 1198">③ <u>この規程に適合しない場合であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により独立行政法人日本貿易保険（以下「<u>日本貿易保険</u>という。）が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00060）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した前払輸入契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす前払輸入契約に限るものとする（以下内諾書を発行した場合において同じ。）。</u></p> <p data-bbox="120 1209 976 1394">④ <u>保険契約の申込時において、前払輸入契約の相手方（前払輸入契約の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）第 1 条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「<u>名簿</u>という。）上事故管理区分 B に格付されている場合は、保険契約を締結しないこととする。</u></p>	<p data-bbox="1234 193 1641 225">前払輸入保険の引受方針について</p> <p data-bbox="1420 272 1879 341">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00077 沿革 <u>平成 27 年 11 月 2 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="999 389 1877 458">前払輸入保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00004）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p data-bbox="1420 544 1453 576">記</p>	

新	旧	備考																														
<p>⑤ <u>保険契約の申込時において、前払輸入契約の相手方（前払金を支払う相手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、前払金の返還義務を負う者とする。）は、約款第3条第1号から第8号までの事由（以下「非常事由」という。）をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格、PN格、PU格又はPT格に格付けされている者、約款第3条第9号又は第10号の事由（以下「信用事由」という。）をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格又はEA格に格付けされている者に限るものとする。</u></p> <p>⑥ <u>前払輸入契約の相手方が複数の場合であって、前払輸入契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、前払輸入契約の相手方の格付のうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付によるものとする。</u></p> <p>2 前払金の上限額 <u>一保険契約における前払金の額（保険価額）は原則として100万円以上とし、前払金の上限額は、保険契約の申込時における前払輸入契約の相手方（上記1⑤にあつては前払金の返還義務を負う者、上記1⑥にあつては信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付の者とする。）の名簿の格付により下表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="120 967 949 1169"> <thead> <tr> <th colspan="3">前払金の上限額</th> </tr> <tr> <th>与信管理区分</th> <th>非常事由</th> <th>信用事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G、EE、EA</td> <td>200億円</td> <td>200億円</td> </tr> <tr> <td>EM</td> <td>10億円</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>EF、EC、P</td> <td>2億円</td> <td>---</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ユーザンス制限 <u>ユーザンス（前払予定日、実際の前払日又は保険契約締結日のうち、最も遅い日から前払金の返還期限までをいう。）期間は、原則として、2年未満とする。</u></p>	前払金の上限額			与信管理区分	非常事由	信用事由	G、EE、EA	200億円	200億円	EM	10億円	---	EF、EC、P	2億円	---	<p>1. <u>前払額の上限</u> <u>前払額の上限金額は、下表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1025 967 1854 1169"> <thead> <tr> <th colspan="3">前払額上限（保険価額）</th> </tr> <tr> <th>与信管理区分</th> <th>非常</th> <th>信用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G、EE、EA</td> <td>200億円</td> <td>200億円</td> </tr> <tr> <td>EM</td> <td>10億円</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>EF、EC、P</td> <td>2億円</td> <td>---</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. <u>ユーザンス制限</u> <u>ユーザンス（前払予定日、実際の前払日又は保険契約締結日のうち、最も遅い日から前払い金の返還期限までをいう）期間は2年未満とする。</u></p>	前払額上限（保険価額）			与信管理区分	非常	信用	G、EE、EA	200億円	200億円	EM	10億円	---	EF、EC、P	2億円	---	
前払金の上限額																																
与信管理区分	非常事由	信用事由																														
G、EE、EA	200億円	200億円																														
EM	10億円	---																														
EF、EC、P	2億円	---																														
前払額上限（保険価額）																																
与信管理区分	非常	信用																														
G、EE、EA	200億円	200億円																														
EM	10億円	---																														
EF、EC、P	2億円	---																														

新	旧	備考																		
<p>4 国別引受制限 <u>相手国、船積国又は輸出国により国別引受制限を次のとおりとする。</u> ① <u>引受停止国</u> <u>次表に掲げる国又は地域が相手国、船積国又は輸出国となる前払輸入契約については、保険契約を締結しない。</u></p> <table border="1" data-bbox="96 384 969 671"> <tr> <td><u>アフガニスタン</u></td> <td><u>イエメン</u></td> <td><u>イラク</u></td> </tr> <tr> <td><u>エリトリア</u></td> <td><u>北朝鮮</u></td> <td><u>キプロス北部トルコ占領地域</u></td> </tr> <tr> <td><u>キューバ</u></td> <td><u>コソボ</u></td> <td><u>ジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国</u></td> </tr> <tr> <td><u>シリア</u></td> <td><u>ソマリア</u></td> <td><u>中央アフリカ共和国</u></td> </tr> <tr> <td><u>ハイチ</u></td> <td><u>ベネズエラ</u></td> <td><u>南スーダン共和国</u></td> </tr> <tr> <td><u>リビア</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>附 則 [抄] 附 則 [平成27年11月16日] この改正は、<u>平成27年11月30日</u>から実施する。</p>	<u>アフガニスタン</u>	<u>イエメン</u>	<u>イラク</u>	<u>エリトリア</u>	<u>北朝鮮</u>	<u>キプロス北部トルコ占領地域</u>	<u>キューバ</u>	<u>コソボ</u>	<u>ジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国</u>	<u>シリア</u>	<u>ソマリア</u>	<u>中央アフリカ共和国</u>	<u>ハイチ</u>	<u>ベネズエラ</u>	<u>南スーダン共和国</u>	<u>リビア</u>			<p><u>3. 別表国別倍率表中「△」はケース・バイ・ケース国、「×」は引受停止国。</u></p> <p><u>4. 日本貿易保険が特に認めた場合は、別表国別倍率表に記載のない国等又は上記1若しくは上記2の基準に適合しない場合であっても、ケース・バイ・ケースで引受けができるものとする。</u></p> <p><u>5. キプロス北部トルコ占領地域、ジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国は引受停止。</u></p> <p><u>6. 前払輸入契約に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこととする。</u></p> <p>附 則 [抄] 附 則 [平成27年11月2日] この改正は、<u>平成27年11月10日</u>から実施する。</p>	
<u>アフガニスタン</u>	<u>イエメン</u>	<u>イラク</u>																		
<u>エリトリア</u>	<u>北朝鮮</u>	<u>キプロス北部トルコ占領地域</u>																		
<u>キューバ</u>	<u>コソボ</u>	<u>ジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国</u>																		
<u>シリア</u>	<u>ソマリア</u>	<u>中央アフリカ共和国</u>																		
<u>ハイチ</u>	<u>ベネズエラ</u>	<u>南スーダン共和国</u>																		
<u>リビア</u>																				
<p>(削除)</p>	<p><u>[別表]</u></p> <p><u>国別倍率表 (略)</u></p>																			